

飛騨市介護サポーター制度

介護サポーター活動の手引き



お名前

飛騨市社会福祉協議会
飛騨市市民福祉部地域包括ケア課

◆◇◆はじめに◆◇◆

このたびは、「飛騨市介護サポーター（介護支援ボランティア）」にご登録いただきありがとうございました。

飛騨市の高齢化率は上昇の一途をたどり、介護が必要な方も年々増加しております。そんな中、元気な高齢者が支援の必要な高齢者を支えていく仕組みづくりは、とても大切で意義のあることと考えています。この制度は、サポーターが介護施設等でボランティア活動を行うことにより、本人の健康増進や介護予防につなげるとともに、社会参加や地域貢献を通じ生き生きとした地域社会をつくることを目的としており、本制度はその手段の一つです。

本来ボランティア活動は、あくまでも自発的（自発性）な活動であり、義務でも強制でもありません。個人個人の自由な意志により、考え、発想し、行動するものです。ただ個人の意志により行動するといえども、自己の利益を目的とするものではなく、利他性が求められ、その活動や目的が社会に開かれたものである必要があります。さらに「無償性」「継続性」といった要件も求められます。

この制度は、多少の対価の発生する「有償ボランティア」の一種ということができますが、サポーターの皆さまには、この制度の主旨を十分ご理解いただいたうえで、サポーターにとってもサポーターを受入れる側にとっても有意義な活動となるよう願っています。そのため、活動前にこの手引きをご一読いただき、活動に臨んでいただきますようお願いいたします。



活動期間 1月から12月末まで

ふりがな
氏名 _____

住所 〒 _____
飛騨市 _____

電話 _____ () _____

生年月日 大正・昭和 _____ 年 月 日

介護保険被保険者番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

飛騨市介護サポーター登録日

令和 _____ 年 月 日

サポーター活動実績は、別冊介護サポーター手帳により管理しますので、この手引きも含め紛失しないよう管理してください。

サポーター手帳を紛失されても、スタンプを再交付することはできませんのでご注意ください。

1. 介護サポーター登録

40 歳以上の飛騨市民(介護保険の第 1 号被保険者、第 2 号被保険者)であれば、どなたでも「介護サポーター」として登録ができます。

飛騨市社会福祉協議会窓口でサポーター登録をして、「手引き」と「サポーター手帳」をお受け取りください。

登録後は、万一のけがや事故に備えて「ボランティア活動保険」に加入していただきます。(保険料は市が負担します)

2. 介護サポーター活動

介護サポーター活動(介護支援ボランティア活動)の活動先は指定されており、その指定先で活動を行っていただきます。

活動を始める前にサポーター活動を行う施設(受入機関)に手帳を提示し、活動後に活動確認スタンプを押してもらってください。

(スタンプは当日のみ押印できます。手帳を必ず持参ください。)

概ね 1 時間(30分以上)の活動でスタンプ 1 個、一日の上限は、活動場所に関わらず 2 個までです。

手帳を紛失して再発行を受けた場合、それまでの活動実績ポイントは無効となります。

3. ポイントの活用

飛騨市社会福祉協議会に「サポーター手帳」を提示して、スタンプを評価ポイントに交換する申請をします。

申請者に介護保険料の未納又は滞納が無いと確認できたときは、ポイントに応じた商品券を交付します。

活動実績（スタンプ数）	評価ポイント	転換交付金 （商品券）
1個から4個まで	0ポイント	—
5個から9個まで	5ポイント	500円
10個から14個まで	10ポイント	1,000円
15個から19個まで	15ポイント	1,500円
20個から24個まで	20ポイント	2,000円
25個から29個まで	25ポイント	2,500円
30個から34個まで	30ポイント	3,000円
35個から39個まで	35ポイント	3,500円
40個から44個まで	40ポイント	4,000円
45個から49個まで	45ポイント	4,500円
50個から54個まで	50ポイント	5,000円
55個から59個まで	55ポイント	5,500円
60個から64個まで	60ポイント	6,000円
65個から69個まで	65ポイント	6,500円
70個から74個まで	70ポイント	7,000円
75個から79個まで	75ポイント	7,500円
80個から84個まで	80ポイント	8,000円
85個から89個まで	85ポイント	8,500円
90個から94個まで	90ポイント	9,000円
95個から99個まで	95ポイント	9,500円
100個	100ポイント	10,000円

4. 商品券の利用

商品券は、古川町商工会・神岡町商店会連合会等が発行する商品券の中から選ぶことができます。

5. 登録から交換まで

項目 \ 月	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
①サポーター登録	●→												→
②サポーター活動		●→											→
③スタンプ押印		●→											→
④ポイント交換	●→												

※①～③は、制度開始初年度のみそれぞれの開始時期が始点になります。

①サポーター登録

希望者は、社会福祉協議会でサポーター登録をします。

→1月から12月までの1年間の『介護サポーター手帳』を受け取ります。

②サポーター活動

サポーター活動を行う施設や事業所（受入機関）の紹介を受けたサポーターは、活動日・時間・活動内容について受入機関と打ち合わせをして活動を行います。

③スタンプ押印

一日のサポーター活動終了後、『介護サポーター手帳』に受入機関の担当者に『活動確認スタンプ』を押してもらいます。

※ 概ね1時間（30分以上）の活動につき1個、1日のスタンプは2個までです。

④ポイント交換

1月から12月までの活動が終わったら、翌年の1月末までに、社会福祉協議会でポイントの活用申請をしてください。介護保険料の未納・滞納がなければ、後日ポイント数に応じた商品券が交付されます。

商品券は、古川町商工会、神岡町商店会連合会などが発行する商品券を選ぶことができます。それぞれの使用方法に基づいて、市内でお買い物をお楽しみください。

6. ボランティア活動について



◎ボランティア活動の特徴

ボランティア活動は特別な活動ではありません。自分から進んで、自分のできる範囲で活動することが基本です。

◆ 知識や経験を活用できる

これまであなたが培ってきた知識や経験は大きな財産です。それを生かすことで、社会や他人に役に立つことを実感したり、元気をもらうことができます。自分ができること、やりやすいことから活動を始めてみましょう。

◆ 新たなつながり、楽しみができる

これまで知らなかった人や施設と出会い、そこで新しい友人や知識を得ることができます。日常生活に新たな楽しみや目標ができます。

◆ 自分の健康増進にも

活動の場が増えることにより、体や頭を使う機会も増え、体の健康や心の若さの維持につながります。

◆ 市民性を大切に

それまで社会的な地位・立場があってもなくても、ボランティア活動に参加する場合は一人の市民です。縦の関係ではなく平等な関係で、それぞれが自分のできることをすることで支え合う意識が大切です。

7. 活動当日の留意事項

① 体の調子に注意

体の具合が悪いとき、心が落ち着いてないときは、よい活動はできません。咳や熱、下痢症状のあるときは、インフルエンザなどの感染症にかかっている場合もあり、そのようなときは他人に感染させてしまう恐れもあります。体調の悪いときはまず体調の回復に専念し、活動は慎みましょう。

② 相手の立場を尊重する

「こうした方がよい」というあなたの考えによる行為が、必ずしも相手に歓迎されているとは限りません。生活のリズムやペースも人それぞれです。歓迎されない行為や話したくない話題もあるはずで、相手の立場を考え、自己をコントロールできる態度が必要です。

ボランティア活動は双方向の活動です。対等な協力者であるという気持ちを忘れず、相手の気持ちを尊重しましょう。相手が何を求めているのか考え、声をかけて、相手の気持ちに合わせて行動しましょう。自分の考えを主張することよりも、相手の話を聞くことを優先しましょう。

③ ルールや決まりごとは必ず守る

ボランティア活動の場所はいわば公共空間です。ボランティア活動は一人ひとりのやりたいという自主的な気持ちが基本ですが、公共の秩序は守らなければなりません。施設では利用者や職員の安全の保持や、サービスを適正に進めるためのルールや方針を決めています。施設の職員や、リーダーの指示には従って活動してください。

④ 個人情報・プライバシーの保護

信頼関係は秘密を守ることによって得られるといっても過言ではありません。活動に必要なこと、関係のないことを立ち入って聞くことは慎みましょう。ボランティア活動をしていると、利用者や施設職員の氏名、住所、心身や家族の情報を知る場合があります。これらの個人情報を第三者に不用意に話すことにより、その人に不快な思いをさせたり、不利益を生じさせてしまうことがありますので、特に注意が必要です。

⑤ まずはあいさつから

元気で明るいあいさつは人との距離が縮まりますし、気持ちよく活動できます。上記①～④をチェックしたら、元気なあいさつから活動をスタートしましょう。

8. 送迎支援活動「ボランティア送迎」 令和3年4月1日要綱改正

通院、買物等日常生活において交通手段の確保が困難な高齢者等への送迎支援活動です。

◆送迎支援者の条件（2親等以内の親族は除く）

- ①40歳以上75歳未満の方
- ②普通自動車免許を取得し、10年以上の運転歴があること。
- ③過去3年間に交通違反による免許停止等の処分を受けていないこと。
- ④自己所有の自家用自動車による送迎が可能な方。
- ⑤任意の自動車損害保険への加入等送迎の安全及び利用者保護の措置が講じられていること。

◆送迎利用対象者（市内に住所を有する方）

- ①普通自動車免許を保有しておらず、外出時の交通手段の確保が困難な方。
- ②介護の必要がなく車両への乗降が可能な方。

◆送迎利用手続及び記録

- ①利用者は、介護サポーターに直接連絡をとり、ボランティア送迎を依頼します。
- ②利用者がボランティア送迎を利用した場合は、手帳に利用日、送迎先、利用者氏名（サイン）を記入します。
- ③送迎の距離が5キロメートル以上あった場合に1ポイント（サイン）をします。ただし、介護サポーターが1日において自宅までの送迎を2回以上行った場合は1日につき2ポイントを限度とします。

年 月 日

管理機関

飛驒市社会福祉協議会 様

申請者

氏 名

飛驒市介護サポーター登録申請書

飛驒市介護サポーターとして登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、この申請にあたっては、介護サポーター活動で知り得た個人の情報は、口外いたしません。

記

住 所	〒 飛驒市
(フリガナ) 氏 名	男性・女性
生年月日	大正・昭和 年 月 日 (歳)
電話番号	() —
希望する 活動内容	<input type="checkbox"/> ①レクリエーション等の指導、参加及び支援 <input type="checkbox"/> ②お茶出しや食堂内の配膳、片付けなどの補助 <input type="checkbox"/> ③散歩、外出、館内移動の補助 <input type="checkbox"/> ④施設及び事業所の催事に関する手伝い <input type="checkbox"/> ⑤入所者、利用者の話し相手 <input type="checkbox"/> ⑥受入機関の職員と共に行う軽微かつ補助的な作業 <input type="checkbox"/> ⑦その他 ()
ボランティア 経験	無・有 ()

(注意) ボランティア登録は、市が行う介護保険の被保険者のうち第 1 号被保険者
第 2 号被保険者

(市内に住所を有する 40 歳以上の方) に限ります。

年 月 日

管理機関

飛騨市社会福祉協議会 様

申出者 住 所 飛騨市
氏 名

飛騨市介護サポーター評価ポイント活用申出書兼同意書

次のとおり評価ポイントを活用して転換交付金の交付を受けたいので、飛騨市介護サポーター制度実施要綱第 12 条の規定により介護サポーター手帳を添えて申し出ます。

また、この申出にあたっては、介護保険料の未納・滞納の有無について調査することに同意します。

記

住 所	〒 飛騨市
フリガナ 氏 名	
介 護 保 険 被保険者番号	
生 年 月 日	大正・昭和 年 月 日 (歳)
蓄積評価ポイント数	ポイント

ご希望の商品券に ○印を記入ください	・ 古川町商工会商品券	・ 神岡町商店会連合会 商品券
-----------------------	-------------	--------------------

年 月 日

様

管理機関
飛驒市社会福祉協議会

介護サポーター活動評価ポイント転換交付金交付決定（非該当）通知書

1 交付を決定します

交付金額	円
------	---

2 非該当です

非該当理由	
-------	--

年 月 日

管理機関

飛驒市社会福祉協議会 様

申請者

氏 名

飛驒市おでかけボランティア送迎支援者登録申請書

飛驒市介護サポーター（ボランティア送迎支援者）として登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

住 所	飛驒市	
(フリガナ) 氏 名		
生年月日	年 月 日 (歳)	
電話番号		
利用者①	住所	
	氏名	
利用者②	住所	
	氏名	

【おでかけボランティア送迎支援者登録条件】

- (1) 40 歳以上 75 歳未満の者
- (2) 普通自動車免許を取得し、10 年以上の運転歴があること。
- (3) 過去 3 年間に交通違反による免許停止等の処分を受けていないこと。
- (4) 自己所有の自動車による送迎を行える者
- (5) 任意の自動車損害保険への加入等送迎の安全及び利用者保護の措置が講じられていること。

【添付書類】

- (1) 免許証の写し (2) 車検証の写し (3) 自己が加入する自動車保険（任意保険）の内容がわかるもの

【留意事項】

介護サポーター登録後、万が一の事故に備え、ボランティア傷害保険に加入（市が負担）します。ただし、事故が発生した際にその保険の範囲を超えた補償は、登録者自身が契約する自動車保険（任意保険等）を使用することになります。

年 月 日

管理機関

飛驒市社会福祉協議会 様

申請者

氏 名

印

飛驒市おでかけボランティア送迎利用者登録申請書

飛驒市おでかけボランティア送迎を利用したいので、下記のとおり申請します。

なお、ボランティア送迎利用中に生じた事故については、貴会で加入される傷害保険の範囲内での補償以外は請求いたしません。

記

住 所	飛驒市	
(フリガナ) 氏 名		
生年月日	年 月 日 (歳)	
電話番号		
送迎 支援者①	住所	
	氏名	
送迎 支援者②	住所	
	氏名	
申請理由		
主な行き先	①病院 (_____) ②買物 (_____) ③その他 (_____)	
備 考		

受入施設一覧 (令和5年4月現在)

～ 活動内容 ～

- ① レクリエーション等の指導、参加及び支援
- ② お茶出しや食堂内の配膳、片付けなどの補助
- ③ 散歩、外出、館内移動の補助
- ④ 施設及び事業所の催事に関する手伝い
- ⑤ 入所者、利用者の話し相手
- ⑥ 施設職員と共に行う軽微かつ補助的な作業
- ⑦ その他

① 飛驒寿楽苑 古川町是重102 活動内容 ①～⑦ (清掃、ガラス拭き、シーツ交換)	☎0577-73-3804
② 飛驒寿楽苑デイサービスセンター 古川町是重102 活動内容 ①③⑦ (清掃、農作業など)	☎0577-73-3804
③ グループホーム輪 古川町是重102 活動内容 ①～⑦ (清掃、ガラス拭き、シーツ交換)	☎0577-73-0511
④ 老人保健施設たかはら 神岡町殿1081-19 活動内容 ①～⑦	☎0578-82-5313
⑤ 医療法人古川病院 古川町三之町8-20 活動内容 ①③⑤	☎0577-73-2234
⑥ 飛驒市社会福祉協議会 古川本所 古川町若宮二丁目1-66 活動内容 ⑦ (給食サービス調理、配達ボランティア)	☎0577-73-3214
⑦ 飛驒市社会福祉協議会河合支所及び宮川支所 古川町若宮二丁目1-66 活動内容 ⑦ (給食サービス調理)	☎0577-73-3214
⑧ 飛驒市社会福祉協議会 神岡支所 神岡町東町378 活動内容 ⑦ (給食サービス調理、配達ボランティア)	☎0578-82-3755

受入施設一覧

⑨	しましまハウス 寺林 神岡町寺林 1 2 4 6 活動内容 ①	☎0578-83-2888
⑩	しましまハウス 河合 河合町稲越 4 9 1-2 活動内容 ①	☎0577-65-0075
⑪	しましまハウス 宮川 宮川町巢之内 6 3 活動内容 ①	☎0577-63-2588
⑫	グループホーム和 (なごみ) 古川町武之町 1 1-1 7 活動内容 ①②⑤	☎0577-73-0753
⑬	吉城福祉会 古川デイサービスセンター 古川町若宮二丁目 1-6 0 活動内容 ①②⑤⑥	☎0577-73-2266
⑭	吉城福祉会 河合デイサービスセンター 河合町角川 3 1 8 活動内容 ①②⑤⑥	☎0577-65-1077
⑮	吉城福祉会 宮川デイサービスセンター 宮川町野首 2 8-2 活動内容 ④⑤	☎0577-63-1066
⑯	養護老人ホーム 和光園 古川町下気多 9 9 0 活動内容 ①⑤	☎0577-73-2240
⑰	特別養護老人 たんぽぽ苑 神岡町東町 6 9 0-1 活動内容 ①~⑦	☎0578-82-6500
⑱	旭ヶ丘デイサービスセンターたんぽぽ苑 神岡町東町 6 9 0-1 活動内容 ①~⑦	☎0578-82-6511
⑲	飛騨市地域包括支援センター 古川町若宮二丁目 1-6 0 活動内容 ①⑤	☎0577-73-6233
⑳	飛騨市地域包括支援センター神岡ランチ 神岡町船津 2 1 2 2-4 活動内容 ①⑤	☎0578-82-1456

受入施設一覧

⑳	あいらすの森 古川町下気多85番地1 活動内容 ①②③④⑤	☎0577-57-8025
㉑	まごの手 神岡町殿606-2 活動内容 ①~⑥	☎0578-84-0022
㉒	さくらの郷 古川町杉崎597-1 活動内容 ①~⑥	☎0577-73-0088
㉓	グループホームきりん飛騨 古川町信包294 活動内容 ①	☎0577-75-2940
㉔	グループホームかんまち 古川町上町459-1 活動内容 ①~⑤⑦	☎0577-73-3003
㉕	デイサービスセンターきりん 古川町信包272 活動内容 ①⑤	☎0577-75-2600
㉖	小規模多機能ホームきりん心和 古川町信包189 活動内容 ①③⑤	☎0577-75-3739
㉗	国民健康保険 飛騨市民病院 神岡町東町725 活動内容 ②⑤⑥	☎0578-82-1150
㉘	福祉サービス事業所 ピース 神岡町山田2358番地2 活動内容 ②⑥⑦	☎0578-82-1559
㉙	飛騨流葉牧場 神岡町伏方1919番地2 活動内容 ⑥	☎0578-82-3790
㉚	リハビリデイサービスひまわり古川店 古川町金森町2-23 プライムレジデンス飛騨古川 活動内容	☎0577-70-8181

<p>社会福祉法人 飛驒市社会福祉協議会 〒 509-4221 飛驒市古川町若宮二丁目1-60 ハートピア古川内 TEL 0577-73-3214 FAX 0577-73-0711</p>
<p>神岡事務所 〒 506-1195 飛驒市神岡町東町378 神岡振興事務所内 TEL 0578-82-3755 FAX 0578-82-3755</p>
<p>飛驒市役所市民福祉部 地域包括ケア課 〒 509-4221 飛驒市古川町若宮二丁目1-60 ハートピア古川内 TEL 0577-73-6233 FAX 0577-73-3604</p>